

藍住町スポーツ振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の豊かで健やかなライフスタイルの確立や、地域スポーツの振興と普及、競技力の向上を図るため、町内団体及び個人選手に対して補助金を交付することについて、藍住町補助金交付規則（平成17年規則第116号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 町内団体 藍住町を本拠地とし、構成員として町内に住所を有する者が半数以上を占める団体をいう。
- (2) 個人選手 町内に住所を有し、町内団体に所属していない者をいう。また、高校・大学に在学中で、進学のために藍住町から町外に住所を移転している者も含む。
- (3) 藍住大会 板野郡以上の規模の団体を対象とし、町内で開催する大会をいう。
- (4) 四国大会 四国4県のうち2県以上の団体が参加する規模を対象とし、各種競技団体が主催し、参加団体が属する県で開催される大会をいう。
- (5) 西日本大会 近畿・中国・四国・九州沖縄地方に属する団体が参加対象となっている規模を対象とし、各種競技団体が主催し、参加団体の属する府県で開催する大会をいう。
- (6) 近畿地方 三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の7府県が属する地方をいう。
- (7) 全国大会 全国の各地方に属する団体が参加対象となっている規模を対象とし、各種競技団体が主催し、日本国内で開催する大会をいう。
- (8) 世界大会 世界のスポーツの各種競技団体が主催するスポーツ大会をいう。
- (9) スポーツ大会 全国又は都道府県のスポーツの各種競技団体が主催するスポーツの大会をいう。
- (10) スポーツ交流大会 スポーツを通じて交流を図ることを目的として、全国的な規模で開催される大会をいう。
- (11) スポーツ大会等 スポーツ大会、スポーツ交流大会又は世界大会をいう。

(補助対象)

第3条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 藍住大会を主催する町内団体
- (2) スポーツ大会において、地域予選を経て徳島県代表として上位の大会に出場する町内団体及び個人選手
- (3) スポーツ交流大会において、藍住町若しくは徳島県の推薦を受けて県代表として出場する町内団体及び個人選手

- (4) 世界大会において、日本代表として出場する町内団体及び個人選手
- 2 前項第2号から第4号に該当する町内団体で、補助金の算定対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、スポーツ大会等に出場する選手及びそれに随行する監督・コーチ各1名で、藍住町に住所を有している者とする。なお、団体競技の場合は、規定による補欠選手及び随行するスコアラー1名についても藍住町に住所を有している者であれば補助対象者として認める。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、プロ選手及び職場のクラブ活動等については対象外とする。

(補助対象となる経費)

第4条 町内団体の補助金の対象となる経費は、藍住大会の開催又はスポーツ大会等への出場に要する別表1の経費とし、個別の額が算出できないものについては全体の額から案分する。ただし、次の各号に該当する経費は対象外とする。

- (1) 補助対象者以外の者に係る旅費及び保険料
 - (2) スポーツ大会等の開会式前夜から出場する最後の試合の日の夜までの宿泊以外の宿泊に係る宿泊費
 - (3) 5日を超える宿泊に係る宿泊費
- 2 個人選手の補助金の対象となる経費は、スポーツ大会等への出場に要する別表1の経費のうち、個人選手に関するもののみとし、個別の額が算出できないものについては全体の額から案分する。
 - 3 前条第2号から第4号に該当する町内団体及び個人選手が、スポーツ大会等の主催者、スポーツ競技団体又はその他団体から、これらの大会に参加することを目的とした助成金の交付を受けたときは、当該助成金の額を第1項に定める経費の合計額から控除するものとする。

(補助金の算定基準)

- 第5条 第3条第1項第1号に該当する場合の算定基準額は、20,000円とする。
- 2 同項第2号及び第3号に該当する場合の算定基準額は、次の各号で算出した額の合計額とする。
 - (1) 人数割3,000円に補助対象者の数を乗じて得た額
 - (2) 宿泊割3,000円に補助対象者の数及び補助対象となる宿泊日数から1を除いた数を乗じて得た額
 - 3 前項の規定にかかわらず、10,000円に補助対象者の数を乗じて得た額を上限とする。

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、第4条で定める対象経費にかかった実費の2分の1と、第5条で算定した交付基準額を比べて低い額を適用するものとし、百円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。
- 2 前項の規定にかかわらず、高校及び大学のクラブ活動において全国的な規模のスポーツ大会等に出場する個人選手には一人10,000円、第3条第1項第4号に該当する個人選手には一人30,000円を交付することとし、同号に該当する町内団体には100,000円を限度

として状況により補助金の額を決定する。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(町内団体の代表者又は個人選手本人)は、藍住町スポーツ振興補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、個人選手が未成年の場合は、その保護者が申請するものとする。

2 補助金の交付の申請は、大会等の開催年度内に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(変更又は中止)

第9条 申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、藍住町スポーツ振興補助金変更申請書(様式第3号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき交付決定の変更をするときは、前条の規定に準用し、変更交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、対象となる大会終了後30日以内に、藍住町スポーツ振興補助金実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査を行い、補助対象となる大会の実績が適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、藍住町スポーツ振興補助金交付請求書(様式第7号)により補助金を請求するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第13条 町長は、次の各号に掲げる場合には、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 藍住大会の開催を中止したとき
- (2) スポーツ大会等が中止された場合又はスポーツ大会等の出場を中止した場合
- (3) 補助金を他の用途に使用した場合
- (4) 補助金の交付に関して不正、怠慢、その他不適当な行為があった場合

(5) 藍住町補助金交付規則又はこの要綱に違反した場合

2 町長は前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該取消しに係る部分の補助金の返還を命ずるものとする。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 補助対象となる経費

| 区分 | 内容 |
|----------------------------|-------------------------------|
| 第3条第1号に該当する場合（藍住町大会の開催） | |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、車両の借り上げ料等 |
| 設営費 | 会場設営費、会場撤去費等 |
| 報償費 | 審判員など臨時に雇用される者の賃金等 |
| 印刷費 | プログラムの印刷代等 |
| 消耗品費 | 事務用品、競技用具、トロフィー代等 |
| 通信運搬費 | 郵便料金、振込手数料等 |
| 保険料 | 傷害保険等 |
| その他町長が必要と認めるもの | |
| 第3条第2号又は第3号に該当する場合（大会への出場） | |
| 参加費 | 参加費 |
| 旅費 | 交通費、燃料費、宿泊費等 ※宿泊は5日を限度とする。 |
| 通信運搬費 | 郵便料金、振込手数料等 |
| 保険料 | 傷害保険等 |
| その他町長が必要と認めるもの | |